

役員報酬等の支給の基準

理事会

令和2年3月14日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東邦学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第34条の3の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、教職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
ただし、この法人の教職員である常勤理事（以下「教職員理事」という。）については、報酬を給与に加算して支給する。
- (2) 非常勤の役員 報酬
ただし、非常勤の役員より報酬の支給を辞退する旨の申し出があつた場合は、これを支給しないこととすることができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとする。ただし、招聘する役員の実績等を勘案して報酬月額を変更することができる。なお、報酬月額の変更は、役員報酬等委員会の議を経て理事会が行う。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日に当たるときは、直前営業日に支払うものとする。）に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り

込むものとする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、7月10日および12月10日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、直前営業日に支払うものとする。）に、それぞれ120,000円を本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 常勤の役員については、その通勤の実態に応じ、教職員給与規程に定める通勤手当に準じて、通勤費を支給する。ただし、本学園の専任教職員として通勤手当を支給されている者には支給しない。

- 2 非常勤の役員については、理事会に出席し、その他その職責に基づく用務のために来学する場合には、自宅からの公共交通機関を利用した実費を支給する。
- 3 役員が、その職責に基づく用務のため出張した場合は、別に定める規程に基づいて、旅費を支給する。
- 4 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「役員および評議員の報酬に関する規程(昭和59年4月1日制

定)」、「学校法人役員退任慰労金(弔慰金)に関する内規」は廃止する。

- 3 この規程は、改正(別表第1)により令和3年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、改正(別表第1)により令和4年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、改正(別表第2)により令和4年4月1日から適用する。

別表第1（常勤の役員の報酬（月額））

理事長	常務理事	理事	監事	学長・校長理事	教職員理事
1,300 千円	750 千円	750 千円	750 千円	100 千円	50 千円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

区 分	金 額
手当額	月額 20 千円

(2) 監事

区 分	金 額
手当額	月額 40 千円